

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉政策課

法令名	栄養士法			法令番号	昭和22年 法律第245号			
手続名	栄養士免許の申請			根拠条項	第2条第1項			
審査基準	栄養士免許申請に必要な書類 (1) 申請書 (2) 戸籍抄本（謄本）又は住民票の写し（本籍地記載のもの）・・・6か月以内のもの (3) 卒業証明書*1 (4) 履修証明書 (5) 収入証紙・・・5,600円  *1 卒業証書の写しでも可（原本を持参し、照合を受ける）							
	栄養士法 （栄養士の免許） 第2条 栄養士の免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者 に対して、都道府県知事が与える。							
受付 機関	保健福祉事務所	処理 機関	健康福祉政策課	交付 機関	保健福祉事務所	標準処理期間	20日	目次 No.
						標準経由期間	10日	